

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県松戸市小金原4-29-9
評価実施期間	令和元年8月1日～令和2年3月31日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	新船橋ここわ保育園 シンフナバシココワホイクエン		
所 在 地	273-0021 千葉県船橋市海神5-29-61		
交通手段	京成本線 海神駅徒歩10分 東武アーバンパークライン 新船橋駅徒歩14分		
電 話	047-402-6431	F A X	047-402-6451
ホームページ	http://shinfuna-cocowa.com/		
経 営 法 人	株式会社ディアアローグ		
開設年月日	2018年4月1日		
併設しているサービス	特になし		

(2) サービス内容

対象地域	船橋市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	6	10	11	11	11	11	60		
敷地面積	247.43㎡			保育面積		218.96㎡			
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育 ○		延長保育 ○		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援 ○		
健康管理	看護師による毎月1回身体測定・週に1度の爪検査・予防接種歴の確認・感染症予防のための衛生管理								
食事	栄養士による献立に沿った月齢に合わせた食事およびおやつを提供								
利用時間	7:00～19:00 (月～土)								
休 日	日曜日・祝日・年末・年始								
地域との交流	行事への招待・育てた野菜を近隣の方に配る 等								
保護者会活動	年2回の運営委員会								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	20	4	24	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	22	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	2	0	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	船橋市 保育認定課		
申請窓口開設時間	午前9時～午後5時		
申請時注意事項	申請する児童と一緒に窓口へ行くこと		
サービス決定までの時間	2～3カ月		
入所相談	保育認定課		
利用料金	各世帯による		
食事料金	1カ月1000円/1食100円		
苦情対応	窓口設置	黒川尋美	
	第三者委員の設置	社会福祉法人 明王会 須藤 誠	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>子どもとの対話、保護者との対話、保育士同士の対話3つの対話で子ども・保護者・地域そして保育士の輪を大切にしたい地域に根ざした愛情ある保育園を目指します。</p> <p>目指す子どもの姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感謝の心を忘れない「利他」の心を持った子ども ・のびのびと自分を表現できる子ども ・心身ともに豊かな子ども
<p>特 徴</p>	<p>教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週2日ネイティブ講師が各クラス1時間の英語遊びと保育に参加し子どもたちにとって英語を身近なものにします。 ・リズムに合わせて体を動かす機会を積極的に取り入れるため、月に1回リトミック講師が来園し、0歳から幼児までリトミックの時間を設けています。 ・月に1～2度体操講師が来園し、年齢に合わせた体の動きを取り入れマット運動や跳び箱などに挑戦します。
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>理念・基本方針に基づき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楽しく・明るく・元気（園児も職員も） ・子どもの思いを大切に対話を大切にする ・教育、安全、食育の三つの柱をもとにお子様の健やかな成長を応援します。 ・日々の保育にプラスして、英語・リトミック・体操など様々な体験を通して色々なことに興味を持ち自主的に取り組んでいく子に育てます。 ・年齢に合わせて、植物・野菜などを育て食育に取り組み、食に興味を持ち食べることの楽しさを知る。 ・オートロックや防犯カメラ・通報装置の設置で、お子様の安全に細心の配慮をしています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
理念・方針に基づいた保育提供に力を入れて取り組んでいる
<p>保育理念として園の名前の由来となっている「ここわ」(ここ:個々・こころ、わ:対話・つながりの輪)から「子どもとの対話・保護者との対話・保育士同士の対話3つの対話の中で子ども・保護者・地域そして保育士の輪を大切にしたい地域に根差した愛情ある保育園を目指します」と掲げており、「教育・安全・食育」の3つの『輪』を主軸とした保育がなされている。安心して過ごせる生活環境の設定、子どもの興味・関心に応える遊具・玩具・教材などの充実や教育機会の提供に取り組むほか、職員が一丸となり一人ひとりの成長を後押しするなど、子どもがたくさん愛情を受け、日々笑顔でのびのびと過ごし豊かで楽しい経験の基、健やかに成長できる支援を行っている。</p>
少人数制を活かしたきめ細やかな保育
<p>保育士等に受け止められながら、安定感をもって過ごし、自分の気持ちを安心して表すことができることは、子どもの成長の基盤になっていることから、子どもの在籍数が少人数であることを最大限に活かし、全職員で全員の子どもを見守る事の出来る体制となっている。担任ではない子どもの様子についても、日々の申し送りや会議を通じて、情報共有ができるようになっていくほか、子ども一人ひとりに対して全職員で相応しい対応を検討している。子どもの気持ちに寄り添ったきめ細やかな保育が展開されていることで、子どもたちも、職員に対して親しみと安心感を持っており、のびのびと自己を表現しながら、成長できる環境となっている。</p>
保護者との信頼関係の構築
<p>運営方針のなかで、「保育士等は、保育に関する専門性を有し、家庭との密接な連携の下、保護者と共に子どもを育てる営みに愛情豊かに関わる」とあり、家庭との協働した保育が行えるよう、保護者との信頼関係の構築に積極的に取り組んでいる。登降園時などは園長を筆頭に各職員が、できるだけ保護者とのコミュニケーションを図り情報共有に努めているほか、保護者の意向に関しては早い対応を心掛けている。日々の活動はクラスごとに写真を使って分かりやすく掲示するなど、保育や活動内容の理解が図れるよう取り組んでいる。利用者調査の結果でも「職員が生き生きとし、子どもや保護者に明るく笑顔で接していますか」の設問に多くの保護者がはいと回答しており、保護者とは良好な関係性が築かれている。</p>
乳幼児の教育に対する取り組み
<p>子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるように教育を保育の主軸の一つに掲げており、子どもは身近な環境への興味や関心から活動を広げていくことに着目して、週2回ネイティブ講師が英語遊びと保育に参加し、子どもたちにとって英語が身近なものとなるよう取り組んでいる。また、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」を達成するために、リズムに合わせて体を動かすリトミック、運動講師による運動指導を行っており、子どもの成長や年齢に合わせた活動が行われている。さらに、乳幼児期の教育においては、子どもの主体性に基づく生活と遊びを通して、様々な学びが積み重ねられていくことが重要であることから、発達段階ごとの制作活動や行事など様々な経験をする機会が用意されている。</p>
環境整備・衛生面への配慮
<p>園は、長い時間を過ごす子ども達が落ち着いてゆったりと過ごせるように木の温もりのある園舎となっているほか、立地的に日当たりが良く、音・温度・湿度なども適切に管理できる設備を整えている。手洗いやトイレ等も各年齢に合わせ使い易いように作られており、日々の清掃に力を入れるとともに、消毒を毎日行って衛生的な環境のもとで保育が行なわれている。長時間にわたる保育に対しても、水分補給を十分に行うとともに、体調・疲労の度合いなどによってマットでくつろぎゴロゴロできるなど、子どもが安心・安定して過ごせる環境づくりをしている。</p>

さらに取り組みが望まれるところ

マニュアルの整備と業務水準の一定化

法人が多数の保育園の運営を行っていることから、各種のマニュアルが用意され各園に設置されており、研修等で確認を行うなど周知が図られている。しかしながら、日々の業務内容に関してはより現状に即した内容のマニュアルが必要と捉え課題としている。法人作成のマニュアルを自園の保育に合うように整備を行うと共に職員の意見も取り入れた定期的な見直しの機会を持つことで、提供する保育に対し職員間の共通認識が深まるほか、業務水準の一定化が図られ更なる安定したサービス提供に繋がると思われる事からも、早期の実現が待たれるところである。

地域資源の活用を充実させることが期待される

設立されてから2年目が経過しており、高齢者施設や警察署、消防署などとの交流が持たれているが、地域資源との連携が十分ではないという認識を持っている。今後は、図書館・近隣小学校・保育園・幼稚園などとの交流、自治会との関係の構築、ボランティアの受け入れなどによって地域資源との連携を深めるほか、地域の子育て世代への支援などへも積極的に働きかけるなどの活動によって地域社会に溶け込み、子ども達が職員以外の様々な人たちとの交流を楽しめるような機会を設けていくことが検討されることに期待する。

より良い保育環境の実現に向けたさらなる取り組みが期待される

園では、クラス毎にコーナー遊びの環境を設定しており、絵本や玩具は子どもの背丈に合わせて整頓され、いつでも手に取りやすい状態になっている。玩具に関して不足分については、牛乳パック等を材料として、職員の手作りで対応している。より良い保育環境を構築し、子どもたちが主体的に遊びに取り組むことが出来るようにするために、より子どもの発達や興味を促す玩具の充実をはかるなど、環境構成の検討と工夫を行うことが期待される。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

基本理念・目標・園の運営方針に則り、マニュアルの精査見直しを研修し職員の共通理解を深める。

地域との連携を深め、地域支援のため「園庭開放などの計画」と「地域ボランティアによる人形劇や読み聞かせ」を計画していく。新年度に向けて先ず、環境構成を整えるために職員間で情報交換を活発にし、また、保護者の方の意見を伺い不足を補う。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				■実施数	□未実施数
I 福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立 理念・基本方針の周知	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	
II 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	
		利用者満足の上昇	13 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	
			16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価 子どもの健康支援 食育の推進	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	3	
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	
			22 身近な自然や地域社会と関わるような取り組みがなされている。	5	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	
			27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	
	5 安全管理	環境と衛生 事故対策 災害対策	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	
31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。			4		
32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。			5		
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5		
計				129	

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■ 整備や実行が記録等で確認できる。□ 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園パンフレットの中で理念として、「子どもとの対話、保護者との対話、保育士同士の対話3つの対話の中で、子ども・保護者・地域そして保育士の輪を大切に、地域に根ざした愛情ある保育園をめざします。」とあり、名前の由来となっている「ここわ」は個々・こころと対話・つながりの輪を表していると伝えている。運営方針では、(1)入園する子どもの最善の利益を考慮し、一人ひとりの人格を尊重し、権利を守り、豊かな環境の下、様々な活動を展開し、子どもに最もふさわしい生活の場を保証する。(2)保育士等は、保育に関する専門性を有し、家庭との密接な連携の下、保護者と共に子どもを育てる営みに愛情豊かに関わる。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して養護および教育を一体的に行う。と謳っている。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>運営方針の中から保育士個々が守るべきこととして(1)入園する子どもの最善の利益を考慮し、一人ひとりの人格を尊重し、権利を守り、豊かな環境の下、様々な活動を展開し、子どもに最もふさわしい生活の場を保証する。(2)保育士等は、保育に関する専門性を有し、家庭との密接な連携の下、保護者と共に子どもを育てる営みに愛情豊かに関わる。(4)保育士は、保育園の役割及び機能が適切に発揮されるように倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断を持って、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対して子育てに対する指導を行う。(5)保育園は、入園する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情・要望などに対して、その解決を図るよう努める。と謳っている。理念や方針は見やすいところに掲示するほか、職員全体・幼児会・乳児会などの会議に取り上げ理解を深め、話し合う機会を設けている。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>重要事項説明書で園の運営方針として(1)入園する子供の最善の利益を考慮し、一人ひとりの人格を尊重し、権利を守り、豊かな環境の下、様々な活動を展開し、子どもに最もふさわしい生活の場を保証する。(2)保育士等は、保育に関する専門性を有し、家庭との密接な連携の下、保護者と共に子どもを育てる営みに愛情豊かに関わる。(3)保育園は、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めていく。保護者に対しては、保育園を適切かつ円滑に利用できるよう情報を開示する。(4)保育士は、保育園の役割及び機能が適切に発揮されるように倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断を持って、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対して子育てに対する指導を行う。(5)保育園は、入園する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情・要望などに対して、その解決を図るよう努める。と謳っている。さらに、園のしおりに目指す子どもの姿として、感謝の心を忘れない「利他」の心を持った子ども、のびのびと自分を表現できる子ども・心身ともに豊かな子どもと明記して、こどもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して養護および教育を一体的に行う。教育・安全・食育の3つの『輪』を大切にお子様の健やかな成長を応援します。と表明している。実践については、園内掲示、園だより・クラスだよりの写真やコメントなどで伝えている。</p>		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園運営の予算管理や事業計画については本部が作成しており、設備や備品等の整備で大きな予算が必要な場合は、園から本部に報告している。園児数に対する保育士等の配置は充足されており、保育の質の向上に向けた人材育成を課題としている。研修計画については、本部主催の階層別研修のほか自治体主催の小児保健・救急救命・食育・教育などの研修会・講演等に参加予定となっている。また、その他の課題についても実施状況が計画通りに進んでいるか確認評価し、反省や課題の明確化をしている。</p>		

5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>主任・幼児リーダー・乳児リーダーのほか、各クラスリーダーや行事担当・各係リーダー(保護者支援・食育・保健衛生・防災など)を置き、園運営を行っている。各会が研修・話し合いの場を設けるほか、提供するサービスを振り返り検証する機会を持っている。また、円滑な園運営に向けて本部の担当者が、月1回園を訪問し、書類の確認、保育状況や環境の整備等を、チェックリストを用いて巡回してチェックしているほか、園長をはじめ職員からの意見や要望の把握を行っている。職員が不明に思っている方針や計画についても直接説明することで職員の理解が進むよう取り組んでいる。</p>		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>毎月の職員会議の他、リーダー会議、行事担当者会議などを行うことで、日常の保育に対する各クラスの要望や提案を聞く機会を設けている。遊具や絵本などについても職員からの意見を取り入れて年齢に応じた遊びができる環境を用意している。また、園長との個人面談・本部職員による個人面談を通じて、職員個々の意向・人間関係の状況の把握にも努めるようにしており、職員の変化に敏感であるようにして、職場の人間関係には注意を怠らないようにしている。評価も一定の基準を設けて公平に出来るように工夫をしている。研修については、積極的に参加できるように体制を整えて、研修に参加した職員を中心に園内での研修を行い、実践のための方法を模索している。</p>		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の運営方針として(1)入園する子どもの最善の利益を考慮し、一人ひとりの人格を尊重し、権利を守り、豊かな環境の下、様々な活動を展開し、子どもに最もふさわしい生活の場を保証する。(2)保育士等は、保育に関する専門性を有し、家庭との密接な連携の下、保護者と共に子どもを育てる営みに愛情豊かに関わる。(3)保育園は、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めていく。保護者に対しては、保育園を適切かつ円滑に利用できるよう情報を開示する。(4)保育士は、保育園の役割及び機能が適切に発揮されるように倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断を持って、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対して子育てに対する指導を行う。(5)保育園は、入園する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情・要望などに対して、その解決を図るよう努める。と謳って、全職員に周知している。また、虐待防止やプライバシー保護の考え方についてはマニュアルを用意して、職員による不適切な対応が行われないように繰り返し研修を実施し、話し合いを繰り返して周知を図っている。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材育成方針が明文化されている。 ■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職務分担表を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。また、人材育成方針として、経験年数やそれぞれの役割に応じた研修に参加する機会が設けられており、職員一人ひとりのスキルアップを図る取り組みをしている。年2回の面談時には、自己評価と園の評価の差異を職員が納得のいくように丁寧に説明することで、評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。職員の配置等については、本部が計画的に進める体制となっている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント)</p> <p>勤務シフトは園長が作成しており、有給休暇取得実績や時間外労働などの勤務状況については担当部署が管理を行って園長に報告している。有給休暇の取得については、クラス内の話し合いが行われ、問題がないことを確認して園長が承認している。福利厚生は本部の規定に準じているほか、運動会で着用するポロシャツの支給、インフルエンザ予防接種の補助などを行っている。また、園長・本部による個人面談を実施し、職員の意向・意見の把握に努めると共に育児休暇や夏季休暇の取得にも配慮し、働きやすい職場環境の整備にも取り組んでいる。</p>		

10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>人材の配置については本部が管理しているため、園独自で中長期の人材育成計画を設定することはないが、職務分担表によって、役割別、職種別に行うべき業務を明記することで、必要となるスキルを明確にしている。そこから、必要とされるスキルに関しての説明を行っている。また、キャリアアップにつながる研修を中心に研修計画を立て実施し、職員個々の能力向上が図れるようにしているほか、必要に応じて見直しをしている。新人職員に対するOJTとして保育日誌等の書き方については、クラスリーダーが指導を行っている。また、職員の希望も聞きながら、できる限り平等に研修の機会が与えられるように取り組んでいる。</p>		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の運営方針の中で(1)入園する子どもの最善の利益を考慮し、一人ひとりの人格を尊重し、権利を守り、豊かな環境の下、様々な活動を展開し、子どもに最もふさわしい生活の場を保障する。(2)保育士等は、保育に関する専門性を有し、家庭との密接な連携の下、保護者と共に子どもを育てる営みに愛情豊かに関わる。と明記されており、子どもの権利を守る研修を行い、日常での保育に生かすほか、日々の言動・行動を振り返って対策を立てている。虐待被害を受けた子どもについては関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報の取扱いに関しホームページや園のしおりに掲載しており、個人情報の保護に関する関係法令及び厚生労働省が定めたガイドラインを遵守するとともに、プライバシーポリシーを定め、その適切な取扱いに努めている。利用目的については運営規定・重要事項説明書・契約書などに記載し周知を図っている。また、入園時に説明を行って保護者から承諾書を得ている。職員についても、入職時の研修で説明して同意書を交わしているほか、個人情報保護に関して、職員間で周知し細心の注意をしている。具体的には、持ち出さない・情報を漏らさない・書庫の施錠の徹底に気を付けている。実習生などに対しては、オリエンテーション時に口頭にて伝えている。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>行事ごとに全家庭にアンケートを実施し、意見を集計して主だった意見に対する回答をフィードバックするほか、次年度の行事に活かすようにしている。また、園長・法人・第三者委員・保護者の代表で構成された運営委員会を開催し、園長及び法人が園の運営状況を報告しているほか、第三者委員・保護者の代表から意見を聞いている。園に対する保護者の意見や要望は、個人面談・保護者懇談会、送迎時などの会話から把握しており、直接伝えることが苦手な保護者や匿名での意見についても意見箱を設置して対応している。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情または意見を受け付ける仕組みについては「園のしおり」に記載して、入園時に説明している。また、相談・苦情など対応窓口・担当者を園のしおりや重要事項説明書に明記しているほか、玄関にも掲示して周知を図っている。苦情の申し立てがあった場合、保護者に対して誠実かつ親身に対応すると共に、苦情解決に前向きに取り組んでいる。問題点の改善に対しては全職員に周知して対応を行っている。近隣からの苦情については即対策を立て対処し、後に長引かないようにしている。</p>		

15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>昨年末に園としての取り組みを評価するシートを用いて、園長による園の自己評価が行われた。それを基に本部担当者との話し合いが行われている。また、保育所保育指針に基づいた保育内容を提供できるように「全体的な計画」を策定しているほか、保育の質の向上のためPDCAサイクルが恒常的な取り組みとなるよう、幼児会・乳児会などの会議を設けている。また、園長・法人・第三者委員・保護者の代表で構成された運営委員会を開催し、園長及び法人が園の運営状況を報告しているほか、第三者委員・保護者の代表から意見を聞いている。</p>		
16	提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育園の一日の生活の流れは、「園のしおり」に記載されており、開園・登園、朝の視診から延長保育、閉園に至るまで同じ日課が繰り返されている。主活動としての遊び、午睡についてはもちろんのこと、保育行事や健康管理(食事を含む)・安全管理・衛生管理が適切に行われるように基本や手順が明確になっている。また、事故・危機対応マニュアルを用意して、事故防止のためのリスクマネジメントや災害発生時の対応・不審者対応・SIDS対応・虐待対応に向けて職員が適切に行動できるように取り組んでいる。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育園の利用に関する問い合わせには、随時対応しており、わかりやすい説明を心掛けている。また、ホームページには、見学に関する連絡先が記載されており、見学希望者の問い合わせに対応できる体制が整えられている。見学そのものも随時受け付けており、基本的には園長が対応している。見学は午前中に3組程度をまとめて行い、15分から30分かけて案内をしている。その際には、園での生活や行事内容、保育目標、施設案内などが掲載されている冊子を配布することとなっており、必要な情報を得ることが出来るようになってきている。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園決定後、一日のスケジュールや料金、給食、持ち物など、具体的な内容が記載されている園のしおりを保護者に配布して、園の保育内容や基本的ルールを説明している。特にアレルギー対応や保育時間については、保護者の関心が高いため、誤解のないように詳細に説明を行っている。また、園と保護者との信頼関係の重要性と、子どもの保育を保護者と園が協働して行う必要性について、保護者の理解が得られるように説明を行っている。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画は、保育理念や保育方針、保育目標に基づいて編成されるが、子どもの発達過程を踏まえ、保育の内容に示されたねらい及び内容が保育園での生活を考慮したものとなっている。年間指導計画は、全体的な計画を基に年齢に応じて作成され、全体を4期に分けて養護と教育のねらいとして成長の目安を示しており、クラス単位の月案・週案を作成するうえでの指標となっている。これらの計画については、子どもや家庭の状況、保育時間などを考慮した上で、全職員が参画して作成されているが、まだ改善すべき部分があると認識しており、取り組んでいるところである。</p>		

20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画と年間指導計画については、法人で作られているが、月案、週案については園内各クラスで作成することになっており、全体的な計画・年間指導計画と月案、週案との関係がしっかりと繋がったものになるように立案されている。そして、子どもの置かれている状況や子ども自身の姿を見極め、子どもたちの成長・生活習慣の習得を見守り、必要に応じて支援するなど、適切な保育を提供できるような工夫をしている。クラス会議や乳児会議、幼児会議、さらには職員会議で、その週の保育についての振り返りと、次週の保育に向けての方針を話し合っている。3歳児未満、障害児等特別な配慮が必要な子どもに対しては、個別の計画が作成され、それに基づいた保育が行われている。</p>		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>年齢に応じた玩具を用意しているが、数は多くないため、子どもたちの興味、関心に合わせて、牛乳パックを使って保育士が手作りしたおもちゃを増やしているところである。また、子供が自由に遊ぶことができる時間を確保しているほか、パーテーションなどを用いてコーナーとして遊ぶ場所を仕切るなどの環境的な配慮を行っている。子どもの自発性を育てるために、当番活動に力を入れており、3歳児の給食のときの挨拶や、4～5歳児の給食時のメニューの発表・生き物の飼育、プランター栽培の水やりを行うなど、多彩な活動を行っている。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>朝顔やひまわりを育てたり、年齢ごとに適宜散歩などに出かけたりすることで、季節を感じながら、自然に触れる機会を作っている。また、園の行事として3～5歳児を対象として水族館に出向き、動物に触れる機会を作っている。散歩は近隣の公園に出かけているが、地域の方に積極的に挨拶を行い、保育園を知ってもらえるように努めている。また、近隣の特別養護老人ホームに出向いて、昔遊びを通して入所者との交流を行っている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■ 異年齢の子どもとの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子ども同士の関わりについては、朝夕の子どもの人数が少ない時間は合同保育を行い、異年齢児との関わりが持てるようにしている。また、子ども同士のトラブルがあった時には自分たちで解決できるように促すとともに、お互いの言い分を聞き、双方に寄り添いながら解決に導くこととしている。子ども同士のトラブルに対して園の責任にて対応を行うこととしており、保護者には名前を言わずに報告を行うようにしている。また、社会のルールを身につけられるようにするため、トイレや手洗いの際には、整列をして順番を守ることを重視しているほか、子どもが役割意識をもって行動できるように促すため、給食の配膳は自分でしたり、大掃除の手伝いをする取組みを行っている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■ 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>年に2回の市の巡回指導を利用し、どの子どもに対しても適切な保育を行うことができるように、気になる子どもについては助言を受けている。また、障害児保育に関する研修を受講している。保育において特別な配慮を必要とする子どもについては、保護者に対する対応も含めて、どのようにして保育を行っていくかについての体制を整えている。</p>		

25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>基本の保育時間は7:00～18:00となっており、18:00～19:00は時間外保育(延長保育)としている。18:00ごろには補食を提供し、時間外保育で過ごす子ども一人ひとりに対応している。長時間にわたる保育を行う際には、落ち着いて過ごすことができるように環境的な配慮を行っている。職員の勤務体制はシフト制・交代制で行っているため、時間外保育の際には、引継ぎは書面にて行っている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者との連絡は毎日行われており、乳児は連絡帳により保護者との情報交換を行い、幼児は口頭での伝言や玄関にその日に行った出来事を掲示して伝えている。また、園の保育方針を理解してもらうため、年に1回保育参観があるほか、保育参加(給食試食会と一緒に)を設け、1日1クラス1組の保護者が参加出来るようにしている。また、保護者と担任保育士との間での情報交換や意向確認のため、個人面談を年2回行っている。さらに、クラスごとに行われる年1回の保護者会には、園長が各クラスを巡回して、直接保護者が園長と話をする機会を設けている。就学に向けては、近隣の小学校の見学などを行い、小学校での生活についての不安軽減に努めるとともに、保育所児童保育要録を送付している。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの健康状態については、年2回の嘱託医による内科検診・年1回の歯科検診・月1回の身体測定を行い、その結果を保護者に知らせるとともに、看護師が卒園までの成長の記録をファイリングしている。気になる子どもについては、園全体で見守るようにしている。また、朝の受け入れの際は、家庭で計った体温を把握するとともに、園で検温をすることとなっている。同時に視診を行い、元気はあるか、機嫌はよいか、顔色はどうか、目の状態はどうか、皮膚の状態はどうか、虐待の跡はないか、などを確認するようにしている。さらに、保護者との対話から子どもの心身の状態を把握し、適切な保育内容を提供できるようにしている。予防接種をしていない子どもについては、実施するように保護者に促している。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育園には看護師が常駐しており、朝はクラスを巡回して、気になる子どもについては、適宜対応をしている。体調不良の場合は、家族と運営会社の本部に連絡をすることとなっている。また、週1回市役所から送られてくる感染症情報を園内に掲示し、保護者に地域に流行している感染症などの情報を知らせている。子どものかかりやすい病気については保健だよりも掲載することで、感染症や疾病の予防を促している。園内で感染症が発生した場合も、その内容を掲示して、保護者への周知を行っている。</p>		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しくするように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>食育は栄養士の資格を持つ保育士と委託業者によって推進されており、年間計画に沿って年齢ごとに食育を行っている。その一環として野菜を育て調理するところまで行き、体験を通して食べることへの興味・関心が育つようにしている。食物アレルギーを持つ子どもに対しては、マニュアルに従って対応することとしており、保護者からアレルギー診断書を年1回提出してもらい、それに基づいて、子ども一人ひとりの症状に応じた除去食や代替食を提供している。また、実際に提供する場合は、他の子どものものと誤食がないように、専用の食器によって区分し、必ず保育士がついて食事提供をしている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員や子どもの手洗いについては徹底に努めており、子どもには看護師による手洗い歌をつかった手洗い指導を行っている。職員自身の体調のチェックも毎日行っている。また、より快適で衛生的な環境のもとで保育が行なわれるようにするため、日々の清掃に力を入れ、消毒も毎日行っている。消毒については、除菌・消臭・空気中の花粉症原因物質を抑える効果のある消毒液を保育室内に噴霧したり、手が触れる部分に直接噴霧したりすることで、これらの物質を低減する取り組みを行っている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事故発生時の対応については、事故・危機対応マニュアルがあり、それに沿って行われている。また、事故防止対策として週1回ヒヤリハットについての話し合いを行い、月1回事務報告書をまとめたものを、クラスリーダーで話し合う時間を設けている。また、遊具の安全点検は点検チェック表をもとに毎日行っており、異常を発見した場合は、早急に対応している。事故発生時の対応については、役割分担が記載されたフローチャートを各教室に掲示してある。不審者対策については、各部屋に連絡用ブザーが設置されており、ボタンを押すと音が流れる仕組みとなっている。その音は該当場所によって音が違う設定となっており、場所の特定ができるようになっている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>非常災害発生に備えて、ハザードマップの活用するとともに、年間避難訓練計画に従い、月1回の避難訓練や通報訓練を実施している。さらに、年1回は消防署との合同避難訓練を行っている。これら避難訓練については、職員の役割分担表に基づいた訓練を行うこととなっており、より実践的な内容となっている。備蓄品についても3日分の在庫がある。災害発生時は一斉メールの送信と伝言ダイヤルによって安否確認情報を提供することとなっているが、今後はホームページでの周知も検討している。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>運動会を地域の小学校で行ったり、交通安全指導の際には警察署に来てもらったり、消防訓練の際には消防署に来てもらったりするなど、地域の拠点施設との交流を行って地域に根づく取り組みを行っている。地域の子育て支援に対しては、子育て家族の相談等の受け皿となるべく、今後取り組みを安全の確保が出来たら行う予定としている。</p>		